

国内競技規則 細則 J A F スポーツ資格登録規定 改正

<新旧対象表>

※下線部分：変更箇所

改正後		現行	
第1章～第2章 (略)		第1章～第2章 (略)	
第3章 競技許可証		第3章 競技許可証	
第1条 競技許可証の種類と有効な競技会		第1条 競技許可証の種類と有効な競技会	
1. 競技許可証の種類は、次の通りとする。		1. 競技許可証の種類は、次の通りとする。	
1) 国際許可証		1) 国際許可証	
(1) 国際競技運転者許可証 (A、B、 <u>C-C、C-R</u> 、ドラッグレース、ソーラーカー)		(1) 国際競技運転者許可証 (A、B、 <u>C、R</u> 、ドラッグレース、ソーラーカー)	
(2) 国際競技参加者許可証		(2) 国際競技参加者許可証	
2) (略)		2) (略)	
2. 競技許可証ごとに有効な競技は、別に定める場合を除き、次の通りとする。		2. 競技許可証ごとに有効な競技は、別に定める場合を除き、次の通りとする。	
なお、競技運転者許可証の等級は、国際スーパーライセンス (F I Aが発行する) を最上位とし、以下、国際A、B、 <u>C-C、C-R</u> 、国内 A、Bの順とし、上位の許可証は下位の許可証が有効なすべての競技に有効である。		なお、競技運転者許可証の等級は、国際スーパーライセンス (F I Aが発行する) を最上位とし、以下、国際A、B、 <u>C、R</u> 、国内 A、Bの順とし、上位の許可証は下位の許可証が有効なすべての競技に有効である。	
1) 国際競技運転者許可証		1) 国際競技運転者許可証	
許可証の種類	有効な競技 (F I Aによる分類)	許可証の種類	有効な競技 (F I Aによる分類)
スーパーライセンス	F 1 世界選手権	スーパーライセンス	F 1 世界選手権
A	パワーウェイトレシオが 1 kg/hp 以下のすべての車両に必要。	A	パワーウェイトレシオが 1 kg/hp 以下のすべての車両に必要。

B	パワーウェイトレシオが1 kg～2 kg/hp 間のすべての車両。
C-C	パワーウェイトレシオが2 kg/hp を超えるすべてのサーキットカー、およびF I Aオートクロス、ラリークロス、トラック選手権に必要。
C-R	パワーウェイトレシオが3 kg/hp を超えるすべてのロードカー、および国際格式のラリー、クロスカントリー、ヒルクライムに必要。
ドラッグレース	国際格式のドラッグレース（参加できる車両タイプごとに5種類の許可証がある。本規定第4条参照）

2)～5) (略)

## 第2条 競技許可証の新規申請

### 1. 競技運転者許可証

1) 新たに競技運転者許可証を申請する者は、日本の普通自動車以上の運転免許証または外国のこれに相当する免許証の所有者でなければならない。

ただし、本規定に基づき満18歳未満の者が許可証の取得を認められる場合は、この限りではない。

何らかの障がい者手帳を持つ者は、許可証を取得する適性についてJ A Fの審査を受け、承認を得なければならない。

2) (1)～(3) 略

(4) C I K-F I Aカート国際ドライバーライセンスEの所持者は、同一年または翌年の競技運転者許可証国内A以下の許可証を申請できる。

B	パワーウェイトレシオが1 kg～2 kg/hp 間のすべての車両、およびF I A W T C C選手権に必要。
C	パワーウェイトレシオが2 kg～3 kg/hp 間のすべての車両（上述の車両を除く）、およびF I Aオートクロス、ラリークロス、トラック選手権に必要。
R	国際格式のラリー、クロスカントリー、ヒルクライム
ドラッグレース	国際格式のドラッグレース（参加できる車両タイプごとに5種類の許可証がある。本規定第4条参照）

2)～5) (略)

## 第2条 競技許可証の新規申請

### 1. 競技運転者許可証

1) 新たに競技運転者許可証を申請する者は、日本の普通自動車以上の運転免許証または外国のこれに相当する免許証の所有者でなければならない。

ただし、本規定に基づき満18歳未満の者が許可証の取得を認められる場合は、この限りではない。

身体障がいのある者は、許可証を取得する適性についてJ A Fの審査を受け、承認を得なければならない。

2) (1)～(3) 略

(4) C I K-F I Aカート国際ドライバーライセンスC以上の所持者は、同一年または翌年の競技運転者許可証国内A以下の許可証を申請できる。

(5)～(6) (略)

3) 国際競技運転者許可証の新規申請および上級申請、降格申請を行う者は、ライセンスの種別ごとに定められている、F I A eラーニングによる安全講習を受けなければならない。

## 2. 限定国内競技運転者許可証A

1)～7) (略)

8) 限定Aライセンスを所持する者が、本条2. 1) ①～④の競技車両による地方選手権または国内シリーズにおいて、年間総合順位3位以内に入賞した者は、翌年、限定Aライセンスでスーパーフォーミュラ・ライツ (SFL) およびフォーミュラリージョナル (FORMULA REGIONAL) による国内格式以下のレースに参加することができる。

ただし、J A Fは、上記の成績に準ずる者からの申請について、審査のうえ参加を特に認める場合がある。

## 3. 限定国際ソーラーカー競技運転者許可証

1)～4) (略)

5) 国際ソーラーカーライセンスの有効期限は発給された年の12月31日までとし、その許可証料は国際競技運転者許可証C-Cの許可証料と同一とする。

6)～9) (略)

## 4. (略)

### 第3条 競技許可証の上級申請

競技許可証の上級申請は、次の条件を満たした者でなければならない。

何らかの障がい者手帳を持つ者は、許可証を取得する適性についてJ A Fの審査を受け、承認を得なければならない。

なお、上級申請条件として規定されている「競技会出場実績」とは、そ

(5)～(6) 略

## 2. 限定国内競技運転者許可証A

1)～7) (略)

8) 限定Aライセンスを所持する者が、本条2. 1) ①～④の競技車両による地方選手権または国内シリーズにおいて、年間総合順位3位以内に入賞した者は、翌年、限定Aライセンスでスーパーフォーミュラ・ライツ (SFL) による国内格式以下のレースに参加することができる。

ただし、J A Fは、上記の成績に準ずる者からの申請について、審査のうえ参加を特に認める場合がある。

## 3. 限定国際ソーラーカー競技運転者許可証

1)～4) (略)

5) 国際ソーラーカーライセンスの有効期限は発給された年の12月31日までとし、その許可証料は国際競技運転者許可証Cの許可証料と同一とする。

6)～9) (略)

## 4. (略)

### 第3条 競技許可証の上級申請

競技許可証の上級申請は、次の条件を満たした者でなければならない。

身体の障がいのある者は、許可証を取得する適性についてJ A Fの審査を受け、承認を得なければならない。

なお、上級申請条件として規定されている「競技会出場実績」とは、そ

のつど競技長により成績（順位）認定され「競技記録カード」に証印されたものをいう。（リタイア、ミスコース等は実績として認められない。）

注）「日本選手権」とは、J A Fの全日本選手権または地方選手権をさす。

1. (略)

2. 国内Aから国際C-Rへの申請：

国内Aの所持者で、申請前24ヵ月以内にJ A F公認競技に10回以上、そのうちラリー、ヒルクライム競技に5回以上の出場実績がある者。

3. 国内A、限定Aまたは国際C-Rから国際C-Cへの申請：

国内A、限定Aまたは国際C-Rの所持者で、申請前24ヵ月以内にJ A F公認競技に10回以上、そのうちレースに5回以上の出場実績がある者。（ドラッグレーシング競技に対する国際競技運転者許可証の上級申請については別途に定める。）

4. C I K-F I Aカート国際ドライバーライセンスEから国際C-Cへの申請：

C I K-F I Aカート国際ドライバーライセンスEの所持者で、申請前24ヵ月以内にJ A F公認カート競技に10回以上の出場実績がある者。

5. 国際Bへの申請：

国際C-Cの所持者で、申請前24ヵ月以内にJ A F公認レースに5回以上の出場実績がある者。

6. (略)

のつど競技長により成績（順位）認定され「競技記録カード」に証印されたものをいう。（リタイア、ミスコース等は実績として認められない。）

注）「日本選手権」とは、J A Fの全日本選手権または地方選手権をさす。

1. (略)

2. 国内Aから国際Rへの申請：

国内Aの所持者で、申請前24ヵ月以内にラリーおよびスピード競技（いずれも日本選手権競技会に限る）に6回以上の競技会出場実績がある者。

3. 国内A、限定Aまたは国際Rから国際Cへの申請：

国内A、限定Aまたは国際Rの所持者で、申請前24ヵ月以内にJ A Fの公認レースに少なくとも5回以上の競技出場実績がある者。（ドラッグレーシング競技に対する国際競技運転者許可証の上級申請については別途に定める。）

4. 国際Bへの申請：

国内A、限定A、国際R、または国際Cの所持者で、申請前24ヵ月以内に次の1) または2) のいずれかを満たした者。

1) J A Fの公認レースにおいて10回以上の競技会出場実績がある者。

2) J A Fの日本選手権が懸けられたレースまたは国際格式のレースに7回以上の競技会出場実績がある者。

5. (略)

#### 第4条 国際ドラッグレース許可証

1.～5. (略)

6. 国際ドラッグレース許可証料：

国際ドラッグレース許可証料は、国際運転者C-Cの許可証料と同額とする。国内Aの所持者は現有許可証料との差額とし、国際C-C以上の所持者はあらためて許可証料を必要としない。

また、2種目以上を併用する場合もあらためて許可証料を必要としない。

7. (略)

#### 第5条 競技許可証の有効期間と年度更新申請

競技許可証の有効期間は、許可証の発行日よりその年度の12月31日までとする。(国内競技規則8-5参照)

ただし、競技運転者許可証の発行日以後に、何らかの障がい者手帳を取得し、自動車の運転に支障を及ぼすおそれのあるものが生じたときは、許可証を所持する適性についてJAFの審査を受け、承認を得なければならない。

また次年度内に更新手続きを行わない場合はその資格を失う。なお更新手続きは所定の申請書に必要事項を記入し、JAF各地方本部あて提出するものとする。

なお、国際A・B許可証については国際モータースポーツ競技規則付則L項に定められている更新の条件にも従うこと。

#### 第6条 (略)

#### 第7条 競技許可証の申請に際しての要項と発給後の遵守事項

#### 4条 国際ドラッグレース許可証

1.～5. (略)

6. 国際ドラッグレース許可証料：

国際ドラッグレース許可証料は、10,500円 (国際運転者Cの許可証料)とする。国内Aの所持者は現有許可証料との差額とし、国際C以上の所持者はあらためて許可証料を必要としない。

また、2種目以上を併用する場合もあらためて許可証料を必要としない。

7. (略)

#### 第5条 競技許可証の有効期間と年度更新申請

競技許可証の有効期間は、許可証の発行日よりその年度の12月31日までとする。(国内競技規則8-5参照)

ただし、競技運転者許可証の発行日以後に、身体の障がいで自動車の運転に支障を及ぼすおそれのあるものが生じたときは、許可証を所持する適性についてJAFの審査を受け、承認を得なければならない。

また次年度内に更新手続きを行わない場合はその資格を失う。なお更新手続きは所定の申請書に必要事項を記入し、JAF各地方本部あて提出するものとする。

なお、国際A・B許可証については国際モータースポーツ競技規則付則L項に定められている更新の条件にも従うこと。

#### 第6条 (略)

#### 第7条 競技許可証の申請に際しての要項と発給後の遵守事項

1. (略)

2. J A F 発給の競技許可証の所持者が日本国外の競技会に参加する場合は、許可証への F I A 国際競技規則付則 L 項に定める記載をもって、本連盟の事前承認を得たものとする。

3～4. (略)

5. 競技運転者許可証を取得する適性について J A F の審査を受け、承認を得た障がいのある者は、競技会参加申込時に当該条件についてオーガナイザーに申告しなければならない。

6. 競技運転者許可証を取得する適性について J A F の審査を受け、承認を得た身体に障がいのある者は、F I A が所管する委員会によって承認された識別のためのユニバーサル・ロゴをオフィシャルに見えるよう、車両の前後及び両側面に掲示しなければならない。当該ロゴの大きさは、車両に表示される識別番号の少なくとも 5 0 % のサイズ (いかなる場合も最低 8 cm<sup>2</sup> の大きさ) とする。

○ F I A 国際競技運転者許可証の上級申請について

国際 C - C 許可証へ上級申請する場合、申請前 2 4 ヶ月以内の競技会出場実績が義務付けられているが、当該上級申請資格を満たした場合は、当該 2 4 ヶ月以内期間終了から許可証申請事務取扱期間として 3 0 日以内に申請を行うこと。

○ 競技参加者および運転者許可証料 (略)

表 (略)

※ 国際 C - R および 国際ドラッグレース は、国際運転者 C - C の許可証料を適用する。

※ (略)

※ (略)

1. (略)

2. J A F 発給の競技許可証の所持者は日本国外の競技会に参加する場合は、海外競技会出場証明書にて必ず J A F の承認を予め得なければならない。

3～4. (略)

○ F I A 国際競技運転者許可証の上級申請について

国際 C 許可証へ上級申請する場合、申請前 2 4 ヶ月以内の競技会出場実績が義務付けられているが、当該上級申請資格を満たした場合は、当該 2 4 ヶ月以内期間終了から許可証申請事務取扱期間として 3 0 日以内に申請を行うこと。

○ 競技参加者および運転者許可証料 (略)

表 (略)

※ 国際 R および 国際ドラッグレース は、国際運転者 C の許可証料を適用する。

※ (略)

※ (略)

#### 第4章 公認審判員許可証

第8条～第9条 (略)

#### 第10条 公認審判員許可証の新規申請

1. (略)
2. B2級への新規申請
  - 1) 国際競技運転者許可証 (A、B、C-C、C-R) の所持者。ただし、コース委員に限る。
  - 2) (略)
3. A2級への新規申請
  - 1) 国際競技運転者許可証A、B、C-Cの所持者。ただし、コース委員に限る。
  - 2) (略)

第11条～第13条 (略)

#### 第5章 (略)

#### 第6章 本規定の施行

#### 第19条 本規定の施行

本規定は、2022年1月1日より施行する。

以上

#### 第4章 公認審判員許可証

第8条～第9条 (略)

#### 第10条 公認審判員許可証の新規申請

1. (略)
2. B2級への新規申請
  - 1) 国際競技運転者許可証 (A、B、C、R) の所持者。ただし、コース委員に限る。
  - 2) (略)
3. A2級への新規申請
  - 1) 国際競技運転者許可証A、B、Cの所持者。ただし、コース委員に限る。
  - 2) (略)

第11条～第13条 (略)

#### 第5章 (略)

#### 第6章 本規定の施行

#### 第19条 本規定の施行

本規定は、2019年1月1日より施行する。

以上